

JFA 第 11 回全日本 U-15 女子フットサル選手権大会秋田県大会要項

- 1 名称 JFA 第 11 回全日本 U-15 女子フットサル選手権大会秋田県大会
- 2 主催 一般社団法人秋田県サッカー協会
- 3 主管 一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会、秋田県フットサル連盟
- 4 日程
＜開催日＞ 令和 2 年 9 月 13 日（日）
＜会場＞ 由利本荘市総合体育館（Tel 0184 - 62 - 0500）由利本荘市岩谷町西越 62
- 5 参加資格

(1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」とする。）に「フットサル 3 種」または「フットサル 4 種」の種別で加盟登録したチームであること（準加盟チームを含む）。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。

JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「フットサル 3 種」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、適用対象となる選手の年齢は、「フットサル 4 種」年代のみとし、「フットサル 3 種」およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。

- ② 前項のチームに所属する 2005 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
- ④ 主体となるチームの選手数が 12 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。
 - I 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II 合同するチームの選手は、2005 年 4 月 2 日以降に生まれた女子選手で、JFA に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。サッカーチームに所属する選手の合同も認める。
 - III 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV 合同チームとしての参加を秋田県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
 - V 大会参加申込み手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

(2) サッカーチームの場合

- ① JFA に「3 種」、「4 種」または「女子」の種別で加盟登録したチームであること（準加盟チームを含む）。一つの加盟登録チームから複数のチームで参加できる。

JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「3 種」、「女子」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、適用対象となる選手の年齢は、「4 種」年代のみとし、「3 種」およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。

- ② 前項のチームに所属する 2005 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

④ 主体となるチームの選手数が12名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。

- I 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
- II 合同するチームの選手は、2005年4月2日以降に生まれた女子選手で、日本協会に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。フットサルチームに所属する選手の合同も認める。
- III 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
- IV 合同チームとしての参加を当該県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
- V 大会参加申込み手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

(3) 都道府県大会、他の地域大会を通じて、選手は他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

(4) 選手は、本大会において複数のチームで参加できない。

6 参加チームとその数

参加の意向を示した5チームとする。

7 大会形式

全試合、ノックアウト方式とする。なお、敗者同士による交流戦を行い、最低2試合を行うこととする。

8 競技規則

2019/2020年度の「フットサル競技規則」による。

9 競技会規定

以下の項目については、本大会で規定する。

(1) ピッチ

原則として36m×18mとする。

(2) ボール

試合球：フットサル4号ボール

(3) 競技者の数

競技者の数：5名

交代要員の数：9名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

(4) チーム役員の数

3名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム

(ア) JFAのユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

- (イ) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を各試合には正副ともに必ず携帯すること。
 - (ウ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別するものであること。
 - (エ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の選手番号のついたものを着用すること。
 - (オ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
 - (カ) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーがつけることとする。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手番号を付けること。
 - (キ) ユニフォームへの広告表示については、JFA の承認を受けている場合にのみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲示料等の経費は当該チームにて負担することとする。
 - (ク) その他のユニフォームに関する事項については、JFA のユニフォーム規程に則る。
- ② 靴：キャンパス、または柔らかい皮革製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。（スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。）
 - ③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色彩のビブスを着用しなければならない。なお、コロナウイルスへの感染対策として、交代時のビブスの受け渡しは行わないこととする。

(6) 試合時間

20分間（前後半各10分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは5分間（前半終了から後半開始まで）とする。

(7) 試合の勝者を決定する方法（競技時間内で勝敗が決しない場合）

PK方式により勝敗を決定する。PK方式に入る前のインターバルは1分間とする。

10 懲罰

- (1) 本大会において退場を命ぜられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (3) 前項により出場停止処分を受けたとき、または、本大会回のときに、警告の累積は消滅する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、東北大会出場チームにあっては当該試合において順次消化する。それ以外のチームにあっては、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (5) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の規律委員会で決定する。委員会の委員長

は、主管県協会フットサル委員長とする。

11 参加申込

- (1) 1チームあたり24名（選手20名、役員4名）を上限とする。
- (2) 申し込みは、大会登録票兼参加申込書により、電子データで次の送付先に提出すること。
送付先アドレス；koki1103@cj8.so-net.ne.jp
- (3) 申込締切日：令和2年9月4日（金）必着
- (4) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

12 電子選手証

各チームの登録選手は、原則としてJFA発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。

選手証とは、JFAのWEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。

13 参加料

1チーム15,000円とし、試合当日に持参すること。

14 表彰

優勝、準優勝のチームに賞状を授与する。

なお、優勝チームは、令和2年10月24日（土）～25日（日）、由利本荘市総合体育館／秋田県で開催される東北大会への出場権を得る。

15 組合せ

一般社団法人秋田県サッカー協会において抽選の上決定する。

16 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング

コロナウイルスへの感染対策として、代表者会議およびマッチコーディネーションミーティングは開催しない。試合で着用するユニフォームおよびビブスは、事前に主催者側で調整し決定する。

17 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

18 負傷対応

選手の怪我等については、各チームの責任で対応すること。協会は一切の責任を負わない。

19 その他

- (1) ピッチレベルでの飲料は水のみとし、指定した場所でのみ飲水を認める。ピッチ内での飲水は認めない。
- (2) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合、その帰責事由のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上あればそのスコアで敗戦したものとみなす。
- (3) 大会規定に違反し、その他不都合な行為があったと大会本部で判断した場合には、そのチームの出場を停止する。
- (4) 大会の規律委員会は、主催および主管団体の代表者複数名により構成される。
- (5) 参加チームと選手は、JFAの基本規程および付随する諸規程（ユニフォーム規程等）を遵守しな

なければならない。詳細については、JFA ホームページを参照すること。

本実施要項に記載のない事項については、一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会にて決定する。

20 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会 夏井

TEL 090-6782-9155 (携帯) FAX 018-896-5688 (秋田県サッカー協会)

E-mail koki1103@cj8.so-net.ne.jp